

# 現物給与の価額改定について（令和8年度）

賃金の全部または一部が、通貨以外のもので支払われる場合（現物給与）の価額は、厚生労働大臣が定めることとされています。このたび、厚生労働省告示により現物給与の価額等が以下のとおり改正されましたので、お知らせいたします。

## 【改正内容】

すべての都道府県において、

- ・ 食事の現物給与価額が令和8年4月1日から変更されます。
- ・ 住宅の現物給与価額は令和8年10月1日から変更されます。

また、住宅に係る価額の単価については、居住面積1畳当たりの価額から総面積1㎡当たりの価額に単価が変更になります（これについても令和8年10月1日から変更となります。）。

## 【住宅の現物給与価額の算定にかかる取扱いについて】

### 【①R8.9.30まで】

価額の計算にあたっては、居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室を対象とします。

玄関、台所（炊事場）、トイレ、浴室、廊下、農家の土間などの居住用ではない室は含めません。

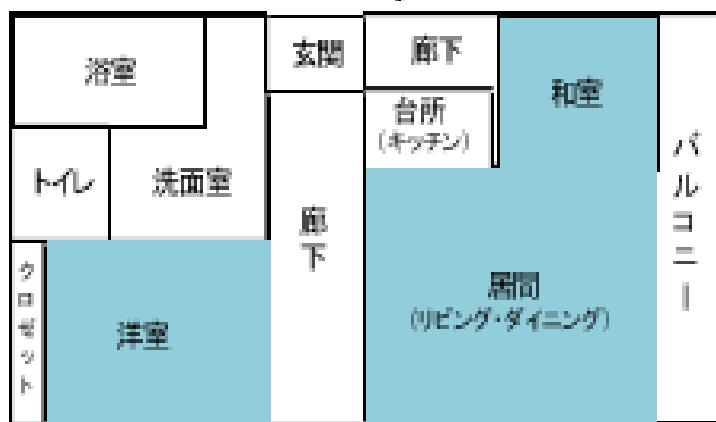
また、店、事務室、旅館の客室などの営業用の室も含めません。

### 【②R8.10.1から】

価額の計算にあたっては、居住する住宅の床面積の合計（総面積）を対象とします。ただし、別棟の物置・車庫の面積や共同で使用している部分の面積は除きます。

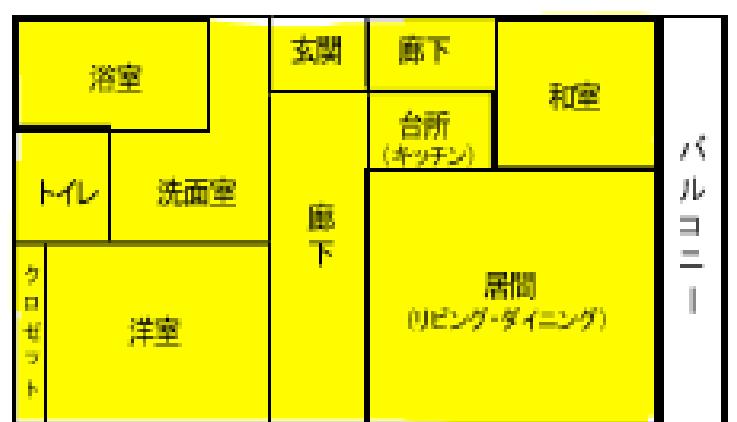
【例】

①



の部分が対象となります。

②



の部分が対象となります。

# 現物給与の価額改定について（令和8年度）

（単位：円）

都道府県名	食事で支払われる報酬等					【R8.9.30まで】 1人1月当たりの住 宅の利益の額（豊 豊につき）	【R8.10.1から】 1人1月当たりの 住宅の利益の額（ 総床面積1平方メ ートルにつき）	その他 の報 酬等
	1人1月当た りの食事 の額	1人1日当た りの食事 の額	1人1日当た りの朝食の みの額	1人1日当た りの昼食の みの額	1人1日当た りの夕食の みの額			
1 北海道	25,500	850	210	300	340	1,110	530	時 価
2 青森	24,300	810	200	280	330	1,040	460	
3 岩手	24,600	820	210	290	320	1,110	520	
4 宮城	24,600	820	210	290	320	1,520	680	
5 秋田	24,600	820	210	290	320	1,110	490	
6 山形	25,200	840	210	290	340	1,250	540	
7 福島	24,300	810	200	280	330	1,200	540	
8 茨城	24,300	810	200	280	330	1,340	600	
9 栃木	24,300	810	200	280	330	1,320	590	
10 群馬	23,700	790	200	280	310	1,280	550	
11 埼玉	24,300	810	200	280	330	1,810	840	
12 千葉	24,900	830	210	290	330	1,760	830	
13 東京	25,500	850	210	300	340	2,830	1,330	
14 神奈川	25,200	840	210	290	340	2,150	1,010	
15 新潟	24,600	820	210	290	320	1,360	580	
16 富山	24,900	830	210	290	330	1,290	560	
17 石川	25,200	840	210	290	340	1,340	580	
18 福井	25,500	850	210	300	340	1,220	540	
19 山梨	24,300	810	200	280	330	1,260	560	
20 長野	23,700	790	200	280	310	1,250	560	
21 岐阜	24,300	810	200	280	330	1,230	540	
22 静岡	24,300	810	200	280	330	1,460	650	
23 愛知	24,300	810	200	280	330	1,560	710	
24 三重	24,900	830	210	290	330	1,260	580	
25 滋賀	24,600	820	210	290	320	1,410	640	
26 京都	25,200	840	210	290	340	1,810	830	
27 大阪	24,600	820	210	290	320	1,780	820	
28 兵庫	24,900	830	210	290	330	1,580	730	
29 奈良	24,300	810	200	280	330	1,310	580	
30 和歌山	24,600	820	210	290	320	1,170	490	
31 鳥取	25,500	850	210	300	340	1,190	500	
32 島根	25,500	850	210	300	340	1,150	500	
33 岡山	24,900	830	210	290	330	1,360	620	
34 広島	25,200	840	210	290	340	1,410	670	
35 山口	25,200	840	210	290	340	1,140	500	
36 徳島	24,900	830	210	290	330	1,160	510	
37 香川	24,900	830	210	290	330	1,210	550	
38 愛媛	24,900	830	210	290	330	1,130	500	
39 高知	25,200	840	210	290	340	1,130	490	
40 福岡	24,600	820	210	290	320	1,430	670	
41 佐賀	24,300	810	200	280	330	1,170	510	
42 長崎	24,900	830	210	290	330	1,150	510	
43 熊本	25,200	840	210	290	340	1,150	530	
44 大分	24,600	820	210	290	320	1,170	530	
45 宮崎	24,300	810	200	280	330	1,080	490	
46 鹿児島	24,300	810	200	280	330	1,110	470	
47 沖縄	26,400	880	220	310	350	1,290	620	

※改正箇所は赤字・下線で表示しています。

- 住宅、食事以外の賃金等の価額について、労働協約に定めがある場合は、その価額を「時価」とします。
- 計算の結果、端数が生じた場合は1円未満を切り捨てます。